

京 都 大 学 図 書 館 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (機構長) 第3条 (略) 2 機構長は、本学の専任の教授（<u>副学長を除く。以下同じ。</u>）のうちから、第12条に定める京都大学図書館機構長候補者推薦委員会が推薦する候補者のうちから、総長が指名する。 3 } 4 } (略) 5 機構長は、再任されることがある。 6 (略) (後 略)</p>	<p>(機構長) 第3条 (同 左) 2 機構長は、本学の専任の教授のうちから、第12条に定める京都大学図書館機構長候補者推薦委員会が推薦する候補者のうちから、総長が指名する。 3 } 4 } (同 左) 5 機構長は、再任されることがある。<u>ただし、引き続き6年を超えることはできない。</u> 6 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第60号) この規程は、令和6年2月27日から施行する。</p>